



京丹後市市民遺産の初認定について



京丹後市教育委員会では、京丹後市市民遺産制度を令和6年1月に創設、4月1日から公募を開始し、申請を受け付けた案件について市民遺産会議において審議を行っております。今回、制度が始まって以来、初めての認定がありました案件2件についてご紹介します。

【認定第1号】

- 名称：久美浜一区秋祭り
推薦者：久美浜一区自治会
認定日：令和6年10月8日
該当要件：要綱第3条第1項第4号 地域の伝統行事として親しまれているもの
概要：久美浜一区で江戸時代から続く収穫に感謝する秋祭りで、太鼓台5台が奉納芸や町内巡行をします。「空のせ」「先高」の演技を奉納するのが大きな特徴です。昭和初期に祭礼太鼓台使用協定が作られて本秋祭りの伝統が保存され続けているとともに、自治会では『久美浜一区秋祭り まつりの歴史』（H26.10）を発行し、広報動画も作成・公開するなど、祭りを一層盛り上げる取り組みがされています。

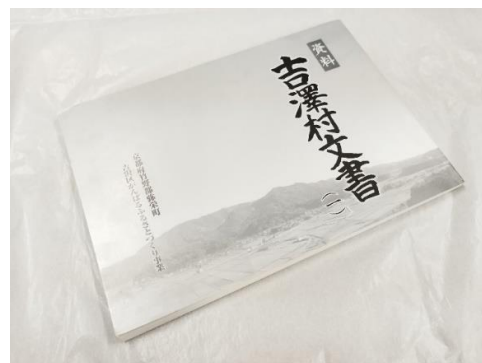


【認定第2号】

- 名称：吉沢区有文書および「資料 吉澤村文書」
推薦者：吉沢区
認定日：令和6年10月8日
該当要件：要綱第3条第1項第1号イ
京都府文化財保護条例により、指定、登録又は選定を受けた文化財
要綱第3条第1項第2号
地域の歴史や文化を象徴しているもの
概要：吉沢区有文書は、近世の庄屋文書や近代の戸長、区文書としてまとまった古文書群で、平成30年3月23日に京都府暫定登録文化財に登録されています。この文書は、過去に地域住民により整理分類された事実も併せて価値が高く、「資料 吉澤村文書」（H12.2）が作成されています。吉沢区有文書の原本と併せて「資料 吉澤村文書」は地域にとって大変重要な資産となっています。こうして地域住民の手で記録が残され保存されているとともに、文書の情報をもとに作成した年表を区事務所に掲示するなどの活用が図られています。



吉沢区有文書



「資料 吉澤村文書」